

各 都道府県 出産・子育て応援交付金担当課（室） 御中  
市区町村

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

## 出産・子育て応援交付金に関する交付要綱案等の送付について（その2）

子ども家庭関連施策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「出産・子育て応援交付金に関する交付要綱案等の送付について」（1月20日事務連絡）でご案内しておりましたとおり、省内審査の過程で交付要綱（案）を一部修正しました。

つきましては、下記の資料及び本事業における交付申請までの予定及び留意点を送付いたしますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 送付資料

##### （1）出産・子育て応援交付金交付要綱（案）

※ 省内審査が完了したものです。

（1月20日に送付したのから一部修正をしております。）

なお、今回お示しする交付要綱（案）に発番を付記した正式版は2月6日に発出予定です。

#### 2 本事業における交付申請までの予定及び留意点

今回お示しする交付要綱（案）は、令和4年度第2次補正予算のうち、令和4年度交付分に限定したものであり、令和5年度交付分の交付要綱は、別途発出予定です。

先日来、事務連絡（1月20日、1月26日）でご依頼申し上げているとおり、既に交付申請に向けた準備を進めていただいているかと存じますが、今般お示しした交付要綱（案）をご確認の上、

- ・ 都道府県におかれましては、市区町村からの交付申請（案）を受け付けていただき、国への交付申請の準備を進めていただきますようお願いいたします。
- ・ 市区町村におかれましては、なるべく速やかに都道府県に交付申請（案）を提出いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度交付分については、令和4年度中の執行が原則となるため、真に必要な額に限って申請していただくこととなります。また、令和4年度の交付申請後に事業費が増えることが分かった場合の取扱いについては、自治体職員向けQ&A第3版問7-2をご参照ください。

今後、2月6日には交付要綱を正式に発出し、国において都道府県からの交付申請の受付を開始します。市区町村におかれましては、2月6日以降なるべく速やかに都道府県に正式な交付申請を行っていただき、都道府県におかれましては、市区町村からの正式な交付申請を取りまとめのうえ、都道府県分の正式な交付申請とあわせて国への交付申請をお願いいたします。なお、各自治体において、本交付金における国費分を年度内に受け入れてい

ただ観点から、交付申請の締切日を2月10日とする予定ですので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

以上の内容については、「出産・子育て応援交付金事業に係る執行手続等について」（令和5年1月26日事務連絡）別添の「出産・子育て応援交付金（令和4年度補正予算のうち令和4年度交付分）の執行の流れ」や自治体職員向けQ&Aもあわせて参照ください。

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL：03-5253-1111（内線4838、4829）

E-mail：[syoushi\\_kikaku@mhlw.go.jp](mailto:syoushi_kikaku@mhlw.go.jp)